

人称制限と視点

甘露 統子

キーワード 人称、人称制限、「語り」、「報告」、視点

0. はじめに

日本語では、感情や思考のような人の内的状態を表す文において、その主語の人称に制限がある。例えば、以下の(1)(2)は感情形容詞文であるが、三人称主語で言い切りの形を取っているので、不自然な文とされる。

(1)* 彼はうれしい

(2)* 花子は悲しい

このような現象は、感情形容詞の人称制限と呼ばれ、広く知られている。しかしながら、これまでの感情形容詞を扱った先行研究には、「なぜ人称制限が引き起こされるのか」という問題を正面から扱ったものはほとんど見当たらない。これらの研究では、人称制限が起こる理由について「第三者の内的状況を直接知ることはできない」から、あるいは「人物の内的世界はその人物の私的領域であり、私的領域における事態の真偽を断定的に述べる権利はその人物に専属する」ため、などと説かれてきた。しかし、こうした説明は、十分なものとはいえない。なぜなら、人称制限という現象は日本語に特徴的なものだからである。上述のような説明では、例えば、英語に人称制限がかからない理由を説明することはできない。

本稿では、先行研究で十分に考察されてこなかった、人称制限を惹起する要因について考察する。そして人称制限を視点という側面から捉え直すことによって、より明快に問題解決がはかれることを指摘する。

言うまでもなく、人称制限は、感情形容詞に関連するものだけが取り上げられてきたわけではない。他にも、敬語にかせられるもの、モダリティと関連するものなど様々なものがある。本稿では第一段階として、感情形容詞文にかかる人称制限に考察対象を絞り、他の人称制限に関しては、今後の研究課題として残す。

1. 人称制限に関する先行研究

1. 1 西尾 (1972)・益岡 (1997)

感情形容詞文にかかる人称制限は、先行研究ですでに何度も取り上げられている。しかし、その多くの研究は以下に見るように、人称制限がなぜ引き起こされているのかという問題については、あまり関心を払っておらず、非常に大掴みな説明に終始している。

1. 1. 1 西尾 (1972)

西尾 (1972) は感情形容詞が平叙文で言い切りの形で用いられた場合に主語が一人称になるのは、意味の側面から、感情形容詞の意味が主観的であるため、自分以外の感情は表せないからだと説明した。

西尾の説明は非常に単純ではあるが、広く支持されていると言ってよい。しかし実際には、この説明で、人称制限という現象を十分に説明することはできない。なぜなら、「感情形容詞の意味が主観的である」ということが「自分以外の感情が表せない」ということに必ずしも直接つながらないからである。その具体的な反例として、(3)が挙げられる。

(3) Mary is happy.

(3)は、感情形容詞文であるが問題なく許容されるのである。

1. 1. 2 益岡 (1997)

上記(3)のような文をふまえて、益岡 (1997) は次のように言う。

まずはじめに指摘しておきたいことは、人物の内的世界の事態を表すものとしては、その事態を直接に表出する情意表出型の文と、知識・情報として表現・伝達する演述型の文が区別される、という点である。このうち(4)のような内面の状態を直接に表出する文の場合、感情主が一人称に限られるのは当然の事であり、日本語に特有のことではない。

(4) 悲しいなあ

(中略) 一方、事の真偽が問題となる演述型の文の場合、日本語では感情主が一人称の場合を除いて、断定形の述語を使用することは、(5)の文が示すとおり、不適格であり、代わりに(6)から(8)の文のような非断定形の述語が使われる。

(5)* 花子はとても悲しいよ

- (6) 花子はとても悲しそうだよ
- (7) 花子はとても悲しいようだよ
- (8) 花子はとても悲しいらしいよ

このような演述型における人称制限の存在は、自明のこととは言えない。このような制限を持たない言語は珍しくないのである。それでは、なぜ、日本語において一人称以外では断定形の述語が使えないのであろうか。

益岡 (1997: 1 - 2)

このような疑問を呈した後で、益岡は次のような打開策を示している。

人物の内的世界の事態を表す演述型の表現に見られる人称制限の存在は、他者の内的世界の事態は直接に認識することができないという認識論的な見方によってではなく、他者の私的領域を侵害することは適切ではないという語用論的な見方によって説明されるべきである 益岡 (1997: 9-10)

しかし、ここで提唱された語用論的な説明も、以下の益岡 (1997: 4 - 5) に見るように、益岡自身が提示した「なぜ日本語においては一人称以外では断定形の述語が使えないのか」という疑問に十分答えているとは言い難い。

- (9) 人物の内的世界はその人物の私的領域であり、私的領域における事態の真偽を断定的に述べる権利はその人物に専属する。

この原則によって、他者の私的領域に属する事態を表現する場合、表現者がその事態の真偽をどのように見ていようと、非断定形の述語が用いられると考えられるわけである。断定形を使用すると、(9)の原則のために当該の人物の権利を侵害する事になるのである。(5)のような文が非文になるのは、他者の内面を知りえないという理由のためでなく、他者の権利は侵害すべきものではないという理由のためである。

益岡 (1997: 4 - 5)

このように、益岡は問題を取り替えただけで、なぜ、日本語では他者の権利は侵害すべきものではないという原則が適用されるのかについては何の議論もなしていない。

1. 2 寺村 (1971)・金水 (1989)

人称制限が惹起される理由を、これまでに挙げた先行研究よりも紙幅を割いて考察しているものとして、「人称制限の過去化に伴う解除」という現象について考察したいくつかの研究が挙げられる。「人称制限の過去化に伴う解除」とは、「太郎はうれしい」という表現が非常に許容しがたい表現であるのに比して、「太郎はうれしかった」と過去形にすると許容度が高くなり、人称制限が解除されたように見える、という現象をさす。

1. 2. 1 寺村 (1971)

寺村 (1971) は、日本語では感情を表す一群の述語詞（形容詞だけでなく動詞も含む）の場合、その「現在形」で終わる文と、「過去形」で終わる文とは同じ語の単なる活用変化のように見えながら、実は違ったムードを表している、と主張した。そして感情形容詞における人称制限は感情表出のムードに由来するものであり、過去化によって人称制限が解除されるように見えるのは実は感情表出から主張へとムードが移行するからである、と説明した。その上で、感情形容詞の人称制限が生じるのは現在形に特有の「感情表出のムードによるもの」であるとして、次の(10)(11)を以下のように説明する。

(10)* 太郎は水が欲しい

(11) 太郎は水が欲しかった

(10)の述語は感情形容詞の現在形であるから、「感情表出のムード」を表しており、主語は一人称という人称制限がかかる、しかし、三人称主語をとっているので非文である。これに対して(11)は、感情形容詞文ではあるが、過去形であるから「主張のムード」を表しており、人称制限がかからない。したがって、三人称主語をとることができる、と寺村は言う。

1. 2. 2 金水 (1989)

金水 (1989) は、寺村 (1971) に対し、次のように指摘した。

(1) 太郎は水が欲しかった

(1)は自然な文であると寺村は言うが、次のような文脈を与えると、許容性がかなり落ちる。

(12) a 「その時太郎は、どんなだった？」

b ? 「うん、水が欲しかった」

同じ文脈でも、主語が一人称であれば問題はない。

(13) a 「そのときみは、どんなだった？」

b 「うん、水が欲しかった」

2. 金水の「語り」と「報告」を捉え直す

2. 1 「語り」と「報告」の識別法

「語り」と「報告」、これら二つの識別は、本稿において議論を進める上で非常に重要なことがらである。しかし、金水（1989）においては精密さにかける部分であった。そこで、以下では「語り」と「報告」をいかに識別するかということについて考察を行う。

例えば、突然何の文脈もなしに「太郎は水が欲しかった」という文が提示されたとして、我々はこの文を「語り」と判断すればよいのだろうか、それとも「報告」と判断すべきなのだろうか。このように一文だけを提示された場合、金水の示した定義ではその文が「語り」なのか「報告」なのか判断することが難しい。また金水は、「太郎は水が欲しかった」という文について「日本語の「語り」の文体が「た」を持つ形を標準とするために、「語り」の一部として読み取ってしまった」もので、これにより人称制限が解除されたように見えるのだと説明しているが、この記述では、本来は「報告」であるが、過去形であるために「語り」と読み取られてしまった文だという解釈も可能である。

そこで、この問題を解決するために、その文に終助詞が付加できるか否かということ、「報告」と「語り」を区別するための指標として用いることを提案したい。白川（1992）によれば、終助詞「よ」の機能は、それが付加された文の発話が聞き手に向けられていることをことさら表明することであるという。したがって、「よ」を付加できるかどうかで、その文が聞き手めあての文かどうか判断ができると考えられる。

聞き手めあてであるということは、聞き手を強く意識しているということでもある。小説や物語では、話し手の存在が希薄になると同時に、聞き手の存在もまた希薄になる。したがって聞き手の存在を強く意識することができるのは日常的対話の場面であると考えられる。このことから、終助詞「よ」を付加できない文は、日常対話で用いられない文、すなわち「語り」であり、逆に付加できるなら日常対話で用いることのできる文、すなわち「報告」だと予測することができる。

この予測を裏付けるための検証を、以下で試みる。

(15)* 彼はうれしかったよ

(16)* 花子は悲しかったよ

上記のように感情形容詞文でありながら人称制限がかかっていない文には「よ」を付加することができないが、(17)(18)のような感情形容詞によって主語の

人称に制限がかかっている文、すなわち主語を他の人称に置き換えられない文には「よ」を付加することができる。

(17) 僕はうれしいよ

(18) 僕はうれしかったよ

このように、終助詞「よ」を付加することによって、金水の主張と矛盾することなく、人称制限がかからない文とかかる文、すなわち「語り」と「報告」の文を区別することができる。また、疑問文の場合には「よ」を付加することはできないが、代わりに「の」を付加することができる。したがって、当該の文に終助詞が付加できるかどうか確かめるという方法を、「語り」と「報告」を明確に区別するための手段として提案したい。

2. 2 「語り」と「報告」の相違点

前節では、「語り」と「報告」、すなわち人称制限がかからない文とかかる文とを明確に識別する方法を考察した。そこで次は、これら二つの文の相違について考えたい。なぜなら「語り」の文と「報告」の文との相違点を考察することによって、人称制限を引き起こす要因を見出すことができると考えるからである。

金水の定義によれば、「語り」とは物語や小説の世界で展開されるものであり、「報告」とは日常的対話における言表である。では、物語や小説と日常的対話とで根本的に異なるものは何だろうか。それは「話し手」と「表現されることがら」との関係である。日常的対話で表現されることがらは発話の場面に即したものであり、話し手自身によって認識され、判断され、言葉として表出される。一方の物語・小説は、話し手自身が創造したものかもしれないし、あるいは伝え聞いただけのものかもしれないが、そこに表されていることがらを話し手自身が直接認識する必要はない。

したがって、「語り」と「報告」とでは「話し手」と「表現されることがら」との関係が異なる、ということになる。言い換えれば、「表現されることがら」に対する「話し手」の視点が異なるのだということになる。

2. 3 「語り」と「報告」と視点

さて、金水は日本語の人称制限が惹起される理由を前述の仮説②に帰しているが、筆者はさらに根源的な理由を見出すことができると考えている。つまり、「直接知ったこと、または話し手が直接決定できることとそうでないことを文の形式の上で区別しなければならない」という規則がいきなり存在するのではなく、こうした規則が作り出される要因が日本語に内在していると考えられる。

である。そして、その要因を考察する上で重要になってくるのが、前節で「語り」と「報告」の相違点として見出した視点という概念であろうと思われる。これは、金水によっても示唆されている。すでに述べたように金水は、基本的に「語り」には人称制限がかからないという考えを示している。このことは金水（1989）の以下の記述によって明らかである。

そもそも、小説や物語などの地の文では、誰の心理状態でも自由に描写できるのであるから、始めから人称制限というものが存在しないのではないか。 金水（1989：123）

この記述と、前述の仮説①から③をあわせると、金水の主張は次のようにまとめなおすことができる。

<報告>

ある人物の心的状況を第三者が直接知ることはできない。
したがって、心的状況を直接表現できるのはその当事者のみである。
∴ 人称制限がかかる。

<語り>

小説や物語などでは誰の心的状況でも知ることができる。
したがって誰の心的状況も自由に描写できる。
∴ 人称制限がかからない。

この推論が万全のものでないことを指摘しておきたい。「報告」に人称制限がかかり、「語り」には人称制限がかからないことはあたっている。しかし、直接知ることができないから人称制限がかかり、誰でも知ることができるから人称制限がかからないというのでは、1. 1でみた先行研究と何ら変わりがない。つまり、金水（1989）は、人称制限がかかる文とかからない文とを区別することには成功しているが、人称制限がかかる理由そのものについては、「日本語では直接判断できることとそうでないことを区別しなければならない」ためと述べるに留まり、根本的な解決には至っていないと言える。

しかし、本稿で重要なのは、なぜ「日本語では直接判断できることとそうでないことを区別しなければならない」のかという点である。

以下では、「直接判断できることとそうでないことを区別しなければならない」という日本語の特性について、「語り」、「報告」、そして視点という言葉を用いて説明することを試みる。

3. 先行研究における視点

ところで、「語り」と「報告」とで視点が異なる、といった場合、具体的にどのように異なるのだろうか。この考察に先立ち、本稿における視点の捉え方を確認しておきたい。

視点という概念は、言語学においては大江（1975）、久野（1978）などで導入され、その後も多くの研究で、キーワードとして扱われてきた。しかしながら、これらの研究の中で、視点という語は非常に曖昧に、かつ多義的に用いられている。また、言うまでもないことであるが、文学研究における視点は、言語学における視点とは、その意味するところが質的に異なっている。

しかし、言語学の中にあっても、人稱制限について考えるとき、文学研究で考察されてきた視点の概念は非常に有益であるように思われる。したがって本稿では言語学研究で用いられてきた視点と、文学研究で用いられてきた視点とを照らし合わせ、その違いを確認した上で、双方から必要な点を取り入れた視点の概念を構築した上で、考察を進めたい。この視点を用いることによって、「語り」と「報告」との相違をより明確に提示することができ、さらに、なぜ「日本語では直接判断できることとそうでないことを区別しなければならない」のか、ひいてはなぜ日本語では人稱制限が起こるのかということ矛盾なく説明することができる。

3. 1 言語学における視点

3. 1. 1 久野（1978）

久野（1978）では、視点はカメラ・アングルとして捉えられている。以下では、視点に関する久野（1978）の記述を確認する。久野はカメラ・アングル、すなわち視点を一次的に表す一手段として「共感（Empathy）度」という概念を導入し、次のように定義している。

(19) 共感度

文中の名詞句の x 指示対象に対する話し手の自己同一視化を共感（Empathy）と呼び、その度合い、すなわち共感度を $E(x)$ で表す。共感度は値 0（客観描写）から値 1（完全な自己同一視化）までの連続体である。

「 x よりも y よりのカメラ・アングル」という概念は $E(y) > E(x)$ で表すことができる。（中略） $E(x)$ と他の共感度との大小関係を指定する等式、不等式を、話し手の x に対する視点と呼ぶ。

久野 (1978 : 134)

3. 1. 2 大江 (1975)

大江 (1975) は言語学における視点研究の代表的なものであり、視点という概念を用いて日英語の比較研究を行っている。しかしながら、実際には同書では視点の具体的な定義を行ってない。大江の視点がどのようなものであるかを捉えるために、以下に「視線の軸」について定義した部分を引用する。

「授受動詞が描写する授受のできごとを、その当事者として内部から主観的に眺める人の位置」(中略)以後これを「視線の軸」と呼ぶことにする。

大江 (1975 : 34)

大江はこのように述べた上で、

(20) 太郎さんがきみにこの本をくれました。

という例文を挙げ、「二人称もまた視線の軸になることがわかる」と説明している。すなわち上記の文における「視線の軸」は、太郎さんから本をもらった当事者である「きみ」ということになる。

3. 2 文学研究における視点

続いて物語論、すなわち文学研究における、視点の定義を確認する。

3. 2. 1 前田 (1996)

前田 (1996) は視点について次のようにまとめ、ツヴェタン・トドロフの分類を引用している。

読者は、語り手が知覚した出来事を、語り手の言葉を通して、言い換えれば、語り手の知覚の仕方を通して知ることが出来る。簡単に言えば、語り手が出来事をどのように知覚しているか、というのが物語の視点である。ツヴェタン・トドロフは、物語の視点を語り手と作中人物の関係に一般化し、この関係を次の三つに分類している。

①語り手>作中人物 (《背後からの》視点)

古典的な小説は、この定式を活用している。この場合、語り手は作中人物よりも、物語の内容についてよく知っている。語り手は作中人物に優越し、彼らが何を考えているかを見通している。

②語り手=作中人物 (《ともにある》視点)

この形式は、特に現代文学において広くゆきわたっている。この場合、語り手は作中人物と同じ程度にしか知らない。語り手は、作中人物が知る以上の情報を我々に提供することはできない。

この形式には、幾つかの区分がある。語りが一人称で行われる場合は、一人称小説であるが、一人称でなく三人称小説の場合には、たいてい同一人物の視点を通して、出来事が把握される。この形式の変形として、幾人かの人物に視点を移動しつつ、同一の出来事を語る場合がある（立体鏡的視点）。

③語り手<作中人物（《内側からの》視点）

この場合は、語り手はいずれの作中人物よりも、知る場所は少ない。語り手は、ただ自分が見たり、聞いたりすることだけを描くことができるが、しかし、いかなる人物の意識にも近づくことができない。

前田（1996：176-177）

4. 「語り」と「報告」の視点と人称制限

4.1 本稿における視点

以下では前章で見た先行研究をもとに、本稿の考察を進める上で必要な視点の概念を確立したい。

まず久野（1978）についてであるが、久野の提示する視点の大きな特徴は、「共感度」という概念の導入にある。すなわち、話し手が指示対象の人物にどの程度共感しているか、そして複数の指示対象に対する共感の度合いがどの程度であるのかが、話し手の視点を決定している。ここで注目しておきたいのは、久野の言うカメラ・アングルとしての視点は、指示対象に対する共感の度合いに応じて変化あるいは移動するが、指示対象に対して共感を寄せる話し手自身は不変の視点を持っているという点である。つまり、久野における視点はカメラ・アングルと称するとおり、話し手がことがらをどう捉えるかのみを表しており、実際にカメラ・アングルそのものを選択する視点、すなわち話し手の持つ視点は変化しない。したがって、話し手の観察可能範囲にも変化は生じない。

物語論における視点については、あとで詳しく述べるが、これと久野の視点とを比較しなければならぬ。物語においては、「神の視点」とも呼ばれる視点がしばしば導入され、話し手はこの視点から物語ることになる。このとき、話し手は一個人として備えている視点を放棄し、「神」に成り代わってその視点から語りをしている。しかし、久野の視点に関しては、このような話し手自身の視点そのものが他者の視点と入れ替わってしまうような視点の移動はおきない。むしろ、話し手の視点が不変であるからこそ、指示対象に応じてカメラ・

アングルとしての視点が移動するとも言うことができよう。大江（1975）においてもやはり話者の視点は移動せず、むしろ移動しない話し手の視点を基点として別の人物の立場に立つということが行われている。

これに対して、物語における視点では、その移動に伴って、見えることがらに変化する。物語における視点の移動によって見えるようになるものは、手で触れることができるような物理的なものではなく、第三者の心中などといった、精神的なものである。本当は、見えないはずの第三者の心的状態を知ることができる視点は、話し手が本来一個人として備えている視点とは異なる視点でなければ説明できない。ここで登場するのが「神の視点」である。

「神の視点」の特徴は、一つには通常は知りえない第三者の心的状況までも観察可能だということが挙げられるが、もう一つ重要なのは、言語学における視点とは異なって、視点が話し手の肉体を離れて移動しているという点である。これにより、物語を聞き手に伝えるという役割を果たす話し手は、その存在が希薄になるのである。

上の考察からわかるように、言語学における視点と、物語論における視点とは本質的に異なるものである。言語学においては、一個人としての話し手が、表現することがらを認識し、判断する役割を担って存在することが前提とされており、視点は、話し手がものごとをどのように捉えるか、どの人物の立場を自分に引き寄せるか、などによって変化・移動する。一方、物語論における視点に関しては、変化するのは話し手の視点そのものであって、例えば「神の視点」を通じて語りを行う場合、誰が語るのもであっても、話者、すなわち話し手の役割を果たす人物は、その人物が一個人として生来備えている自分自身の視点を捨てて、言うなれば別の存在に成り代わって語りを行わなければならない。これにより話し手の存在は希薄になる。

以上から、言語学における視点だけを考慮に入れたのでは、「語り」の際に視点が話し手から離れて移動する点を考察することができず、逆に物語における視点だけを考えたのでは、移動する視点が話し手と同一視されてしまい、一個人としての話し手の存在は限りなく希薄になってしまう。その結果、移動する視点と話し手自身との関係を十分に考察することができないことがわかる。

これまでの考察を踏まえて本稿では次のように視点を捉える。

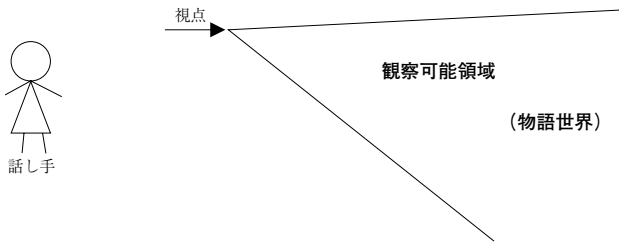
- ①視点は話し手の身体を離れて移動可能である
- ②「語り」であっても「報告」であっても一個人としての話し手は必ず存在し、どこに話し手がいてどこに視点があるのか、すなわち話し手と視点の位置関係は必ず考慮に入れなければならない。

なお、本稿で扱う視点とはあくまで構文を形成する際に用いる視点であること

を強調しておきたい。物語をする場合でも、日常的対話を行う場合でも、または日本語話者でも英語話者でも、話し手が一人の人間である限り、外界から情報を取り入れる認知の仕方、つまり認知機能には違いがないのは言うまでもないことであり、本稿は、こうした認知の段階で様々な視点があると主張するものではない。

4. 2 「語り」の視点

上の論に従って、「語り」の視点を図示すると次のようになる。

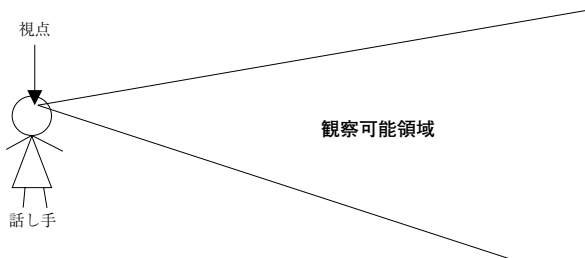


[図1]

「語り」の視点の特徴は、視点が話し手を離れて展開することにある。仮に話し手が物語の登場人物に含まれるのであれば、話し手自身も観察対象に入るし、話し手が物語に登場しなければ、話し手はそこに介在者として存在するだけであって、観察対象に入らない。

4. 3 「報告」の視点

「報告」の視点を図に示すと以下のようになる。



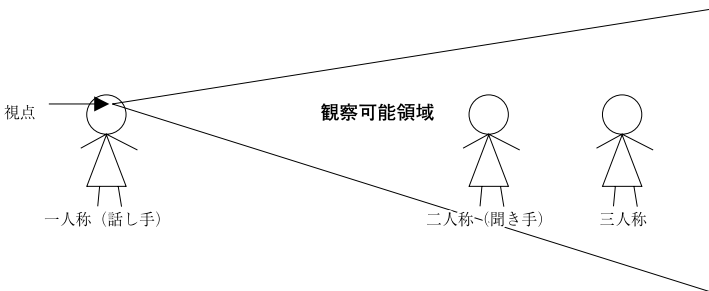
[図2]

「報告」では、視点は話し手から決して離れない。常に話し手自身の視点から観察し、それをそのまま表現する。したがって、話し手は自分自身を外側から観察することはない。

ここで、視点を使って人称制限とそれを惹起する要因について考察したい。図に示したとおり「報告」の際には一人称を起点とした視点がとられる。筆者はこの視点の取り方が日本語の人称制限を引き起こす要因になっているのだと考える。なぜなら、このような視点の取り方では話し手は自身を外側から観察することができないからである。言い換えれば、話し手は自分自身が見えていない。この視点から文を構成しようとするれば、自分（一人称）と聞き手（二人称）、三人称の間には埋まるべくもない溝が横たわり、決して三つの人称が並列的に扱われることはないのである。

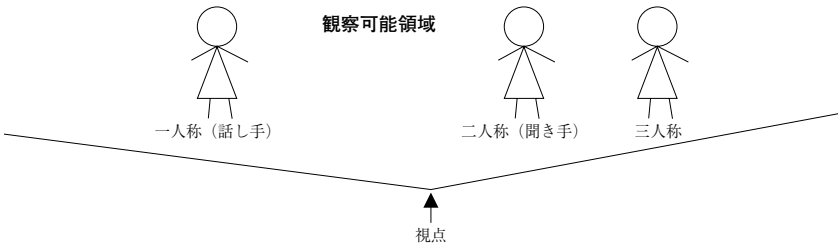
5. 日英語の視点と人称制限

では、この視点をを用いた説明は、外国語をも包括して矛盾なく人称制限という現象を記述できるのだろうか。以下では、日本語の人称制限がかかる視点、すなわち「報告」の視点と、英語で日常対話に用いられている視点について考察し、同様の説明が可能かどうか確認する。日本語の日常対話における視点は、すでに示した「報告」の視点であるが、続いて考察する英語の視点と比較しやすいように、聞き手と三人称者をも含めてそれを図示すると、次の [図3] のようになる



[図3]

これに対し、英語の日常対話における視点を図に表すと以下の [図4] のようになると考えられる。



[図 4]

英語には主語にもっぱら一人称を取るような述語は見あたらず、一つの述語に対してそれがどの人称を主語に取るのかということは必ず文中に示される。すなわち、主語が必ず言語化される。これは、一人称・二人称・三人称が平等に同じ役割を担っているということを示しており、したがって文を表出する際には、これら三つの人称を平行に観察できる視点を取らざるを得ない。同様の考えはドイツ語に関してではあるが、岸谷（2001）にも述べられている。

ドイツ語の叙述の場合は人称分類の起点であるべき構文の主体としての話者が発話場面での役割分担に基づく人称三分法によってすでに「一人称単数」という文法的範疇に分類されている。この、「話者＝一人称単数者」を間接の起点として、叙述内容中の人間関係が、一、二、三人称単数・複数のどれかに分類されることになる。そのさい叙述内容は、構文の主体の主観的立場を直接には反映しない、いわば客観的な視点から構成されるのであって、その点が人称三分法による叙述の重要な特徴であるといえよう。

岸谷（2001：92）

このように、英語では日常対話においても、文を構成する際、日本語とは異なり、視点を話し手から引き離し、話し手自身をも客体化して表現しているのだと考えれば、日本語には人称制限がかかって、英語にはそのような制限がかからないことについても、矛盾なく説明できる。

6. 過去化に伴う人称制限の解除について

前節までに、人称制限という現象が、「語り」にはかからず「報告」にかかること、そして英語にはかからず日本語にかかることを考察し、視点という側面

から捉えることによって、これらの事実が矛盾なく説明できることを見た。最後に、これまでの考察を踏まえて、過去化にともなう人称制限の解除の問題についても、視点の側面から説明可能かどうか検討したい。

この問題に関して寺村(1971)は、「日本語では感情を表す一群の述語詞(形容詞だけでなく動詞も含む)の場合、その「現在形」で終わる文と、「過去形」で終わる文とは同じ語の単なる活用変化のように見えながら、実は違ったムードを表している」ためだと主張した。そして、金水(1989)は「た」がついて人称制限がなくなったように見えることについて、日本語の「語り」の文体が「た」を持つ形を標準とするために、文を「語り」の一部として読み取ってしまったからであると説明した。しかし、これまでの考察からわかるように、これらの説明には不備がある。

まず、寺村(1971)についてであるが、この説に従えば、人称制限は現在形に特有の「感情表出のムード」によって惹起され、過去形の場合には、別のムードに移行するため、人称制限が起らない。したがって過去形になると人称制限が解除されるように見える、ということになるが、金水が指摘したとおり、過去形であっても、人称制限が完全になくなるわけではない。

次に金水(1989)を検討したい。金水は「太郎は水が欲しかった」のような文が適格であるのは、この文が「過去形」であることに由来するのではなく、「語り」の文であることに由来していると説明している。また、「た」がついて人称制限がなくなったように見えることについては、日本語の「語り」の文体が「た」を持つ形を標準とするために、(1)の文を「語り」の一部として読み取ってしまったからであると説明している。しかし、この説明では、「太郎はうれしい」という文がなぜ不適格なのか、という問題についての説明が不十分である。なぜなら、「太郎はうれしい」という文は、「語り」だとしても、やはり不適格な表現だと考えられるからである。

これらの先行研究より議論を先に進めるために、次の二点をしなくてはならない。まず第一点は「太郎は悲しかった」という文がなぜ許容されるかを矛盾なく説明すること、そして第二点は「太郎は悲しい」という文がなぜ許容されないのかを矛盾なく説明することである。

はじめに確認しておきたいのは、これらの文が「語り」なのか「報告」なのかという点である。金水はこの点がすでに曖昧であった。

これらの文に、終助詞「よ」を付加して確認すると、下記に見るようにどちらも許容されない文になる。したがって、これら二つの文は共に「語り」である、ということになる。

(2)* 太郎は悲しかったよ

②* 太郎は悲しいよ

「語り」の文には人称制限がかからないのであるから、「太郎は悲しかった」が適格と判断される点については何らの矛盾も生じない。しかし、「太郎は悲しい」が不適格である点については、これまでの説明だけでは矛盾が生じてしまう。そこで、一人称を基準にして文を形成するという日本語の特徴に立ち戻って説明を試みる。

日本語では、一人称者すなわち話し手に付随した視点から文を構築する。「悲しい」に限らず感情を表す形容詞は、内側から湧きあがる感情を捉え、それを直接表現するものである。こうした感情は自発的に内側から湧きあがってくるものであるので、その瞬間、すなわち即時には観察することができない。

日本語の動詞、形容詞をはじめとする述語群は、一人称を基準として表現することを前提に成り立っている。ただし、視点を話し手から引き離し、「語り」の視点をとることで、三人称を主語にとることもできる。しかしながら、「悲しい」「嬉しい」などの形容詞によって表現される感情は、感じられるものであって観察できるものではない。「語り」の視点は、人物の内側まで照らして、どのような感情の状態にあるかということを観察することはできるが、感覚あるいは感情そのものを捉えることはできない。したがって、「語り」の視点を獲得したとしても「悲しい」「嬉しい」といった感情そのものを描写することはできないのである。このように考えれば、過去化による解除の問題も含めて人称制限が引き起こされる理由を矛盾なく説明できる。そして最後にもう一度、なぜ過去形の場合は感情形容詞の主語に三人称が許容されるのかについて考察したい。

感情が過去化するとはどういうことであろうか。感情表現を過去形で表現するということは、発話時点で過去の自分を振り返っているということである。すなわち過去の自分を観察しているといえる。したがって、過去の感情は発話時点で観察が可能なものと考えることができる。このため、「語りの視点」をとった場合には、感情形容詞文の主語に三人称が問題なく許容されることになるのである。

なお、日本語の感情形容詞に対し、英語のsadなどの感情形容詞は、内から湧き出る感情を捕らえてそれを直接描写する表現ではなく、誰にでも起こり得る「悲しい状態」があって、ある人物がその状態にあることを描写する語であると言えよう。あくまでも「感情の状態」を表すのであれば、これは観察可能であるから現在形で用いても問題が起きないのだと考えられる。

7. 結論

以上の考察により、感情形容詞の断定形にかかる人称制限について、このような現象が引き起こされるのは、これまでいわれたような認識論的、語用論的な理由からではなく、文章を構成する際に、話し手がつ視点を移動させずにそのまま採用して構文行動を行う日本語の特性によるものであると結論できる。

<参考文献>

- 大江三郎 (1975) 『日英語の比較研究—主観性をめぐって』 南雲堂
- 岸谷敏子 (2001) 「話者の意味論としての文法研究のために」『言語と文化』 5号pp.79-92愛知大学語学教育研究室
- 金水 敏 (1989) 「「報告」についての覚書」『日本語のモダリティ』 くろしお出版pp.121-129
- 久野 暉 (1978) 『談話の文法』 大修館書店
- 白川博之 (1992) 「終助詞「よ」の機能」『日本語教育』 77号pp.36-61
- 寺村秀夫 (1971) 「“タ”の意味と機能—アスペクト・テンス・ムードの構文的
位置づけ」『言語学と日本語問題』 くろしお出版pp.313-358
- 寺村秀夫 (1982) 『日本語のシンタクスと意味 I』 くろしお出版
- 西尾寅弥 (1972) 『形容詞の意味・用法の記述的研究』 秀英出版
- 前田彰一 (1996) 『物語の方法論』 多賀出版
- 益岡隆志 (1992) 「不定性のレベル」『日本語教育』 77号pp.14-25
- 益岡隆志 (1997) 「表現の主観性」『視点と言語行動』 くろしお出版pp.1-11
- 山岡 實 (1997) 「物語理論における「視点」再考」『感覚変容の記号論』 日本記号学会